

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル
行政機関等の名称	大泉町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民経済部住民課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の公証や住民に関する事務処理の基礎、住民届出等の簡素化、住民に関する記録の適正な管理を行うため。また、個人番号の適正な交付及び、紛失・返納・再交付・記載事項の変更等の管理を行うため。
記録項目	<p>宛名番号,世帯番号,住民種別コード,住民種別,住登内外フラグ,住登内外,住民状態コード,住民状態,個人法人区分コード,個人法人区分,外国人区分コード,氏名編集コード,氏名編集,氏名編集位置コード,氏名ダイレクト部,漢字氏名,カナ氏名,検索用漢字氏名,検索用カナ氏名,追加氏名,性別コード,性別,生年月日,生年月日年号コード,生年月日和暦(外国人西暦),正常生年月日,正常生年月日和暦,続柄1コード,続柄2コード,続柄3コード,続柄4コード,編集後続柄,世帯主コード,世帯主漢字氏名,世帯主カナ氏名,筆頭者漢字氏名,市内外フラグ,市内外,地域コード,住所地自治体コード,大字コード,甲乙コード,本番,枝番,小枝番,住所,方書コード,方書,方書非表示フラグ,住所方書,郵便番号,郵便区内特別,カスタマバーコード,番地パターンコード,本番名称,枝番名称,小枝番名称,班コード,行政区コード,行政区,小学校区コード,小学校区,中学校区コード,中学校区,投票区コード,投票区,転入前市内外フラグ,転入前地域コード,転入前自治体コード,転入前大字コード,転入前甲乙コード,転入前本番,転入前枝番,転入前小枝番,転入前住所,転入前方書,転入前郵便番号,転入前番名称,転入前枝番名称,転入前小枝番名称,再転入フラグ,再転入番号,転出予定年月日,転出予定年月日和暦,転出予定届出年月日,転出予定届出年月日和暦,転出予定市内外フラグ,転出予定地域コード,転出予定自治体コード,転出予定大字コード,転出予定甲乙コード,転出予定本番,転出予定枝番,転出予定小枝番,転出予定住所,転出予定方書,転出予定郵便番号,転出予定本番名称,転出予定枝番名称,転出予定小枝番名称,転出確定年月日,転出確定年月日和暦,転出確定届出年月日,転出確定届出年月日和暦,転出確定市内外フラグ,転出確定地域コード,転出確定自治体コード,転出確定大字コード,転出確定甲乙コード,転出確定本番,転出確定枝番,転出確定小枝番,転出確定住所,転出確定方書,転出確定郵便番号,転出確定本番名称,転出確定枝番名称,転出確定小枝番名称,管内最終市内外フラグ,管内最終地域コード,管内最終自治体コード,管内最終大字コード,管内最終甲乙コード,管内最終本番,管内最終枝番,管内最終小枝番,管内最終住所,管内最終方書コード,管内最終方書,管内最終方書非表示フラグ,管内最終郵便番号,管内最終番地パターンコード,管内最終本番名称,管内最終枝番名称,管内最終小枝番名称,管内最終班コード,管内最終行政区コード,管内最終小学校区コード,管内最終中学校区コード,管内最終投票区コード,管外直前市内外フラグ,管外直前地域コード,管外直前自治体コード,管外直前大字コード,管外直前甲乙コード,管外直前本番,管外直前枝番,管外直前小枝番,管外直前住所,管外直前方書,管外直前郵便番号,管外直前本番名称,管外直前枝番名称,管外直前小枝番名称,本籍市内外フラグ,本籍地域コード,本籍自治体コード,本籍大字コード,本籍甲乙コード,本籍本番,本籍枝番,本籍小枝番,本籍住所,本籍郵便番号,本籍番地パターンコード,本籍本番名称,本籍枝番名称,本籍小枝番名称,宛名異動事由コード,宛名異動事由,宛名異動年月日,宛名異動年月日和暦,宛名異動備考,異動事由コード,異動事由,異動年月日,異動年月日和暦,届出年月日,届出年月日和暦,生年月日更新日,生年月日更新日,性別更新日,性別更新日,更新日,更新日,居住開始年月日,居住開始年月日和暦,住民異動事由コード,住民異動事由,居住開始届出年月日,居住開始届出年月日和暦,住定異動年月日,住定異動年月日和暦,住定異動事由コード,住定異動事由,住定届出年月日,住定届出年月日和暦,除票異動年月日,除票異動年月日和暦,除票異動事由コード,除票異動事由,除票届出年月日,除票届出年月日和暦,国籍変更異動年月日,国籍変更異動年月日和暦,国籍変更異動事由コード,国籍変更異動事由,国籍変更届出年月日,国籍変更届出年月日和暦,外国人氏名英字,外国人カナ氏名英字,外国人氏名漢字,外国人カナ氏名漢字,通称名,カナ通称,併記名,国籍コード,国籍,外国人登録番号,外国人住民異動年月日,外国人住民異動年月日和暦,外国人住民届出年月日,外国人住民届出年月日和暦,30条45規定区分コード,30条45規定区分,在留資格コード,在留資格,在留カード番号,在留期間コード,在留期間,在留期間開始年月日,在留期間開始年月日和暦,在留期間満了年月日,在留期間満了年月日和暦,外国人証明制御区分,外国人届出条項コード,外国人届出条項,法人格コード,法人格,法人格位置コード,法人格位置,本店支店フラグ,本店支店,主従フラグ,主従,旧氏,カナ旧氏,住基カード発行状況コード,住基カード発行状況,住基カード有効期限,住基カード有効期限和暦,住基カード回収日,住基カード回収日和暦,住基カード更新日時,個人番号カード発行状況コード,個人番号カード発行状況,個人番号カード有効期限,個人番号カード有効期限和暦,個人番号カード回収日,個人番号カード回収日和暦,個人番号カード更新日時</p>
記録範囲	住民登録のある者、住民登録のあった者
記録情報の収集方法	本人等からの申請により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	有(在留管理庁、住民基本台帳法に基づく閲覧)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 住民経済部住民課	
	(所在地) 大泉町日の出55番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無	
個人情報ファイルの種別	■法60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ■無	
備考	なし	